

一般社団法人日本理科教育学会 2019 年度定時評議員会議事録

1. **日時** 2019 年 9 月 21 日（土）午後 3 時 00 分～午後 4 時 55 分
2. **場所** 静岡市駿河区大谷 836 静岡大学・静岡キャンパス・共通教育 A 棟 201 室
3. **出席評議員数** 計 171 名（出席 63 名）（委任状 108 名） 総評議員数 178 名
4. **出席者** 別紙
5. **議事録作成者** 理事 山口悦司
6. **報告事項** 事務局報告，各支部報告
7. **審議事項**
 - 第 1 号議案 2018 年度事業報告及び決算の件
 - 第 2 号議案 定款の変更の件
 - 第 3 号議案 会費改定の件
 - 第 4 号議案 学会表彰者の件
 - 第 5 号議案 賛助会員の入会の件
 - 第 6 号議案 理事及び監事の選任の件
8. **議事の経過の概要及び議事録署名人の選任に関する事項**

定刻に至り、稲垣成哲会長が定款第 19 条の規定により議長となり、挨拶の後、本日の評議員会には定款第 21 条に規定する定足数を満たす評議員が出席しているので、本会が有効に成立していることを報告した。

続いて、本評議員会の議事録署名人として、熊野善介評議員及び磯崎哲夫評議員の 2 名を選任したいとの提案があり、全員の了承を得た後、審議に入った。

第 1 号議案 2018 年度事業報告及び決算の件

議長の指示により、事務局山口悦司理事より、資料 1-1-1～1-1-4 に基づいて、事業計画のうち、理事・監事・支部長，常置委員会委員長・委員，評議員，会員数・会費納入状況についての説明がなされた。また、事務局山口悦司理事より、資料 2-1-1 に基づいて、2018 年度事業報告及び決算の概要についての説明がなされた。続いて、常置委員会等委員等の担当理事より、審議資料 2-1-2～2-1-7 に基づいて、事業計画についての説明がなされた。また、事務局山口悦司理事より、審議資料 2-1-8 に記載のとおり、2018 年度（自 2018 年 7 月 1 日至 2019 年 6 月 30 日）決算についての説明がなされた。その後、三崎隆監事より、

審議資料 2-1-9 に基づいて、監査報告がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、賛成多数をもって承認可決した。

第 2 号議案 定款の変更の件

議長より、審議資料 2-2 に基づき、定時評議員会において定款第 16 条・第 40 条についての変更の提案をする旨の説明がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、賛成多数をもって承認可決した。

記

【変更前】下線部分変更

第 5 章 評議員会

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の入会退会基準並びに会費
- (3) 会員（評議員である者を除く。）の除名
- (4) 評議員の除名及び解任
- (5) 理事及び監事の選任または解任
- (6) 事業計画及び収支予算の承認
- (7) 事業報告及び決算の承認
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他理事会において評議員会に付議する事項

第 8 章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 本会の事業報告及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

【変更後】下線部分変更

第5章 評議員会

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の入会退会基準並びに会費
- (3) 会員（評議員である者を除く。）の除名
- (4) 評議員の除名及び解任
- (5) 理事及び監事の選任または解任

<削除>

- (6) 事業報告及び決算の承認
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他理事会において評議員会に付議する事項

第8章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は予算成立の日まで前年度の予算に準じた収入支出を行うことができる。

4 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第3号議案 会費改定の件

議長により、審議資料 2-3-1 に基づき、本学会の財務状況についての説明がなされた、また、議長の指示により、財務改善タスクフォース主査代理久保田善彦理事より、審議資料 2-3-2 に基づき、財務改善タスクフォース報告書についての説明がなされた。さらに、稲垣成哲会長より、審議資料 2-3-3 に基づき、2020 年度からの財務改善アクションプランについての提案がなされた。その後、事務局山口悦司理事より、審議資料 2-3-4 に基づき、2020 年度からの会費改定についての提案がなされた。加えて、審議資料 2-3-5 に基づき、定款細則の事務局運営細則改定についての提案がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、賛成多数をもって承認可決した。

会費改定

【変更前】 下線部分変更

正会員・年額：9,700 円

正会員・下半期額：5,000 円

学生会員・年額：6,700 円

学生会員・下半期額：3,500 円

会員同士が夫婦である場合の夫婦の内の1人・年額：3,000 円

賛助会員・年額：30,000 円

【変更後】 下線部分変更（2020 年度会費より変更）

正会員・年額：12,000 円

正会員・下半期額：6,000 円

学生会員・年額：3,000 円（会誌「理科の教育」送付なし）

学生会員・下半期額：1,500 円（会誌「理科の教育」送付なし）

会員同士が夫婦である場合の夫婦の内の1人・年額：3,000 円

賛助会員・年額：30,000 円

事務局運営細則改定

【変更前】下線部分変更

第 5 条 （会費）会員種別ごとに会費の年額を設定する。当該事業年度の会費は、当該事業年度の始まる前の 5 月末日までに納入するものとする。ただし、一度納めた会費は原則として返却しない。

(1) 正会員は年額 9,700 円、学生会員は年額 6,700 円とし、名誉会員の会費は免除する。

(2) 学生会員は所属大学が当該年度に発行した在学証明書を送付した者に限る。

(3) 会員同士が夫婦である場合、夫婦の内の 1 人を年額 3,000 円とすることができる。この場合、会誌「理科の教育」及び論文誌「理科教育学研究」は、夫婦 1 組に 1 部を送付する。

(4) 海外会員（在住者を含む）は、会費に加え、会誌及び論文誌の海外郵送料として実費を請求する。

(5) 賛助会員は年額は 30,000 円とする。また、学会ホームページに賛助会員名を記載すると同時に、希望により賛助会員団体のホームページとリンクすることができる。

第 6 条 （下半期入会会費）会計年度下半期（該当年度 1 月 1 日以降翌年 6 月末日に至る間）に入会する者に限り、その年度会費は 5,000 円（学生会員の会費は 3,500 円）とする。

第 7 条 （刊行物）当該事業年度の会費を納入した会員には、当該事業年度に刊行する会誌及び論文誌を送付する。ただし、当該事業年度の始まる前の 6 月 1 日以降に当該年度の会費を納入した会員には、当該年度に刊行する会誌及び論文誌を送付しないことがある。また、細則第 6 条による会員には上半期刊行の会誌及び論文誌を送付しない。

第 8 条 細則第 5 条に定める会費を納入しない会員には、原則として会誌及び論文誌を送付しない。

第 9 条 （従たる事務所） 従たる事務所を以下の住所におく。

〒657-8501 神戸市灘区鶴甲 3-11

神戸大学大学院人間発達環境学研究科内

附 則 2015 年 7 月 1 日制定

附 則 2018 年 3 月 24 日改定

附 則 2019 年 7 月 21 日改定

【変更後】 下線部分変更

第 5 条 （会費） 会員種別ごとに会費の年額及び下半期額を設定する。ただし、会費の下半期額は、当該事業年度の下半期（1 月 1 日～6 月 30 日）に入会する会員に対して適用されるが、入会する年度のみに限る。当該事業年度の会費は、年額の場合は当該事業年度開始前の 5 月 31 日までに、下半期額の場合は当該事業年度の 11 月 30 日までにそれぞれ納入するものとする。なお、一度納めた会費は原則として返却しない。

(1) 正会員の会費は、年額 12,000 円、下半期額 6,000 円とする。なお、正会員同士が夫婦である場合、夫婦の内の 1 人の年額を 3,000 円とすることができる。

(2) 学生会員の会費は、年額 3,000 円、下半期額 1,500 円とする。ただし、学生会員の会費の年額は当該事業年度開始前の 5 月 31 日までに、学生会員の下半期額は当該事業年度の 11 月 30 日までに、所属大学等が当該事業年度に発行した在学証明書を事務局に送付した学生会員に限りそれぞれ適用される。

(3) 賛助会員の会費は、年額 30,000 円とする。ただし、下半期額は設定しない。会費を納入した賛助会員は、学会ホームページに賛助会員名を記載すると同時に、希望により賛助会員団体のホームページとリンクすることができる。

(4) 名誉会員の会費は、免除する。

第 6 条 （刊行物） 会員種別ごとに会誌「理科の教育」を送付する。ただし、海外への送付を希望する会員については、海外への送料を会費とは別に納入するものとする。

(1) 正会員には、当該事業年度の会費の年額を納入した正会員に限り、当該事業年度に発行する会誌（7 月号～翌年 6 月号）を送付する。ただし、当該事業年度開始前の 6 月 1 日以降に当該年度の会費の年額を納入した正会員には、当該年度に発行する会誌を送付しないことがある。また、当該事業年度の会費の下半期額を納入した正会員には、当該事業年度の下半期に発行する会誌（1 月号～6 月号）を送付する。ただし、当該事業年度の 12 月

1 日以降に当該年度の下半期額の会費を納入した正会員には、当該年度の下半期に発行する会誌を送付しないことがある。なお、正会員同士が夫婦であって、夫婦の内の 1 人の年額を 3,000 円とした正会員には、会誌を送付しない。

(2) 学生会員には、会誌を送付しない。

(3) 賛助会員については、当該事業年度の会費を納入した賛助会員に限り、当該事業年度に発行する会誌を送付する。

(4) 名誉会員には、当該事業年度に発行する会誌を送付する。

第 7 条 (従たる事務所) 従たる事務所を以下の住所におく。

〒657-8501 神戸市灘区鶴甲 3-11

神戸大学大学院人間発達環境学研究科内

附 則 2015 年 7 月 1 日制定

附 則 2018 年 3 月 24 日改定

附 則 2019 年 7 月 21 日改定

附 則 2019 年 9 月 22 日改定 改定後の第 5 条及び第 6 条については、事業年度の 2020 年度から適用する。

以上

第 4 号議案 学会表彰者の件

議長より、審議資料 2-4 に基づき、学会表彰者の説明がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、賛成多数をもって承認可決した。

第 5 号議案 賛助会員の入会の件

議長の指示により、事務局山口悦司理事より、審議資料 2-5 に基づき、公益財団法人・日産財団の賛助会員としての入会についての説明がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、賛成多数をもって承認可決した。

第 6 号議案 理事及び監事の選任の件

議長より、定款第 29 条に基づき任期満了となる当法人の理事及び監事の退任に伴い、下記のとおり新たな理事及び監事を選任したい旨の説明がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、賛成多数をもって承認可決した。

記

理事 稲垣成哲 片平克弘 磯崎哲夫 熊野善介 藤井浩樹

益田裕充 安藤秀俊 岡田 努 加藤圭司 佐藤寛之
松原道男 荻原 彰 大鹿聖公 石塚 互 栢野彰秀
中城 満 山田真子 松森靖夫 久保田善彦 中山 迅
山下修一 栗原淳一 平田昭雄 山口悦司
監事 三崎 隆 和田一郎

以上をもって議事が終了したので、議長は閉会を宣し、午後4時55分散会した。